

農業競争力強化支援法案要綱

第一 目的

この法律は、我が国の農業が将来にわたって持続的に発展していくためには、その構造改革を推進することと併せて、良質かつ低廉な農業資材の供給及び農産物流通等の合理化の実現を図ることが重要であることに鑑み、これらに関し、国の責務及び国が講ずべき施策等を定めるとともに、事業再編又は事業参入を促進するための措置を講ずること等により、農業者による農業の競争力の強化の取組を支援し、もって農業及び農業生産関連事業の健全な発展に寄与することを目的とすること。（第一条関係）

第二 定義

一 「農業資材事業」とは、農業資材の生産又は販売の事業であつて農業者が行うもの以外のものをいうものとすること。

二 「農産物流通等」とは、農産物（農産物を原材料として製造し、又は加工したものを含む。以下同じ。）の卸売若しくは小売又は農産物を原材料として使用する製造若しくは加工をいい、「農産物流通等事業」とは、農産物流通等の事業であつて農業者が行うもの以外のものをいうものとすること。

三 「農業生産関連事業」とは、農業資材事業又は農産物流通等事業をいい、「農業生産関連事業者」とは、農業生産関連事業を行う者をいうものとする。

四 「事業再編」とは、農業生産関連事業者が行う事業活動であつて、合併、分割等の措置を行うとともに、農業資材又は農産物に係る新たな生産若しくは販売の方式の導入又は設備等その他の経営資源の高度な利用により、農業資材又は農産物の生産又は販売の効率化を図るものをいうものとする。

五 「事業参入」とは、農業生産関連事業を新たに行うことをいうものとする。

第三 国の責務等

一 国の責務

国は、農業者による農業の競争力の強化の取組を支援するため、国内外における農業資材の供給及び農産物流通等の状況を踏まえ、良質かつ低廉な農業資材の供給及び農産物流通等の合理化を実現するための施策を総合的に策定し、並びにこれを着実に実施する責務を有するものとする。

(第三条関係)

二 農業生産関連事業者等の努力

(一) 農業生産関連事業者は、良質かつ低廉な農業資材の供給及び農産物流通等の合理化の実現に資するよう取り組むとともに、その取組を持続的に行うよう努めるものとする。

(二) 政府関係金融機関及び株式会社農林漁業成長産業化支援機構（以下「支援機構」という。）は、(一)の取組を促進する観点から、農業生産関連事業者に対する資金供給を行うよう努めるとともに、民間金融機関と連携するよう努めるものとする。

三 農業者等の努力

(一) 農業者は、農業資材の調達を行い、又は農産物の出荷若しくは販売を行うに際し、有利な条件を提示する農業生産関連事業者との取引を通じて、農業経営の改善に取り組むよう努めるものとする。

(二) 農業者の組織する団体であって農業経営の改善のための支援を行うものは、(一)の取組を促進する観点から、支援を行うよう努めるものとする。

(三) 農業者の組織する団体であって農業生産関連事業を行うものは、農業者の農業所得の増大に最大限の配慮をするよう努めるものとする。

(第五条関係)

四 主務大臣及び関係行政機関の長（合議制の機関である場合にあつては、当該行政機関）は、相互に連

携を図りながら協力するものとする。

(第六条関係)

五 国は、農業生産関連事業者の自主的な努力を支援することにより、民間事業者の活力の発揮を促進し、適正な競争の下で農業生産関連事業の健全な発展を図ることに留意するものとする。

(第七条関係)

第四 良質かつ低廉な農業資材の供給を実現するための施策

一 農業資材事業に係る事業環境の整備

国は、良質かつ低廉な農業資材の供給を実現する上で必要な事業環境の整備のため、次に掲げる措置その他の措置を講ずるものとする。

(一) 農業資材に係る規制について、当該規制を最新の科学的知見を踏まえた合理的なものとするための見直しを行うこと。

(二) 農業資材の開発について、良質かつ低廉な農業資材の供給の実現に向けた開発の目標を設定するとともに、独立行政法人の試験研究機関、大学及び民間事業者の間の連携を促進すること。

(三) 銘柄が著しく多数であるため銘柄ごとのその生産の規模が小さく、事業者の生産性が低いものにつ

いて、銘柄数の増加と関連する基準の見直しその他の農業資材の銘柄集約の取組を促進すること。

(四) 種子その他の種苗について、民間事業者が行う種苗の生産及び供給を促進するとともに、独立行政法人の試験研究機関及び都道府県が有する種苗の生産に関する知見の民間事業者への提供を促進すること。

(第八条関係)

二 農業資材事業に係る事業再編又は事業参入の促進等

国は、農業資材事業について、適正な競争の下で高い生産性が確保されるよう、事業再編又は事業参入を促進することその他の必要な措置を講ずるものとする。

(第九条関係)

三 農業資材の調達等に必要情報入手の円滑化

国は、農業者又は農業者団体が農業資材の調達を行うに際し、有利な条件を提示する農業生産関連事業者を選択するための情報を容易に入手することができるようにするための措置を、民間事業者の知見を活用しつつ、講ずるものとする。

(第十条関係)

第五 農産物流通等の合理化を実現するための施策

一 農産物流通等事業に係る事業環境の整備

国は、農産物流通等の合理化を実現する上で必要な事業環境の整備のため、次に掲げる措置その他の措置を講ずるものとする。

- (一) 農産物流通等に係る規制について、経済社会情勢の変化を踏まえた見直しを行うこと。
 - (二) 農産物流通等に係る規格について、国が定めた当該規格の見直しを行うとともに、民間事業者が定めた当該規格の見直しの取組を促進すること。
 - (三) 農産物流通等について、その業務の効率化に資するため、情報通信技術その他の技術の活用を促進すること。
- (第十一条関係)

二 農産物流通等事業に係る事業再編又は事業参入の促進等

- (一) 国は、農産物の卸売又は小売の事業について、適正な競争の下で効率的な農産物の流通が行われるとともに、農産物を原材料として使用する製造又は加工の事業について、適正な競争の下で高い生産性が確保されることとなるよう、事業再編又は事業参入の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

- (二) 国は、(一)の措置を講ずるに当たっては、農業の健全な発展に資するため、農産物の取引の安定が確

保されるよう配慮するものとする。

(第十二条関係)

三 農産物の直接の販売の促進

国は、農業者又は農業者団体による農産物の消費者への直接の販売を促進するための措置を講ずるものとする。

(第十三条関係)

四 農産物の出荷等に必要な情報の入手の円滑化

国は、農業者又は農業者団体が農産物の出荷又は販売を行うに際して、有利な条件を提示する農産生産関連事業者を選択するための情報を容易に入手することができるようにするための措置を、民間事業者の知見を活用しつつ、講ずるものとする。

(第十四条関係)

五 農産物の品質等についての適切な評価

国は、農産物の取引又は消費に際し、その品質、生産又は流通の方法その他特性が適切に評価されるようにするための措置を講ずるものとする。

(第十五条関係)

第六 施策の検討

一 政府は、おおむね五年ごとに、国内外における農業資材の供給及び農産物流通等の状況に関する調査

を行い、これらの結果を公表するものとする。

(第十六条第一項関係)

二 政府は、おおむね五年ごとに、第四及び第五に定める施策を含め、良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化を実現するための施策の在り方について、農業者による農業の競争力の強化の取組を支援する観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(第十六条第二項関係)

第七 事業再編又は事業参入を促進するための措置

一 主務大臣は、事業再編又は事業参入の促進の実施に関する指針(以下「実施指針」という。)を定めるものとする。

二 実施指針には、農業生産関連事業の将来の在り方等を定めるものとする。(第十七条関係)

三 計画の認定

(一) 事業再編の促進の対象となる農業生産関連事業を行う事業者は、事業再編計画を作成し、主務大臣の認定を受けることができるものとする。

(二) 事業再編計画には、良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化の目標等を記載する

ものとする。

(三) 主務大臣は、(一)の認定の申請があつた場合において、当該事業再編計画が実施指針に照らし適切なものである等と認めるときは、その認定をするものとする。

(四) 主務大臣は、事業再編計画の認定をしようとする場合において、当該認定に係る申請を行う事業者の事業再編が、適正な競争を阻害するおそれがあるときは、あらかじめ公正取引委員会に協議するものとする。

(五) 事業参入の促進の対象となる農業生産関連事業を新たに行おうとする事業者は、事業参入計画を作成し、主務大臣の認定を受けることができるものとする。

(六) 事業参入計画には、良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化の目標その他事業参入の目標等を記載するものとする。

(七) 主務大臣は、(五)の認定の申請があつた場合において、当該事業参入計画が実施指針に照らし適切なものである等と認めるときは、その認定をするものとする。

(第十八条から第二十二條まで関係)

第八 支援措置

一 事業譲渡の場合の債権者の異議の催告

事業再編計画に従って行う事業譲渡につき、株主総会等の決定がなされたときは、事業譲渡に伴い移転する債務に係る債権者に対し一定の期間内に異議を述べるべき旨の催告をすることができることとし、債権者が期間内に異議を述べなかつたときは、事業譲渡を承認したものとみなすものとする。

(第二十三条関係)

二 独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証

事業再編計画又は事業参入計画に従って事業再編又は事業参入を行うのに必要な社債の発行及び資金の借入れに対し、独立行政法人中小企業基盤整備機構が債務保証を行うものとする。

(第二十四条関係)

三 株式会社日本政策金融公庫による融資等

(一) 事業再編計画又は事業参入計画に従って事業再編又は事業参入を行うのに必要な資金について、株式会社日本政策金融公庫が貸付けを行うことができるものとする。

(第二十五条関係)

(二) 事業再編計画又は事業参入計画に従って海外において事業再編又は事業参入を行う場合に、外国の金融機関からの借入れに対し日本政策金融公庫が債務保証を行うことができるものとする。

(第二十六条関係)

四 株式会社農林漁業成長産業化支援機構による出資等

事業再編計画又は事業参入計画に従って事業再編等を行うのに必要な資金について、支援機構が出資等を行うことができるものとする。

(第二十七条から第三十条まで関係)

第九 その他

一 雇用の安定等

(一) 事業再編計画の認定を受けた事業者（以下「認定事業再編事業者」という。）は、事業再編を実施するに当たっては、その雇用する労働者の理解と協力を得るとともに、失業の予防その他雇用の安定を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(二) 国は、認定事業再編事業者の雇用する労働者について、失業の予防その他雇用の安定を図るための措置を講ずるとともに、雇用されていた労働者に対して就職のあっせんその他職業及び生活の安定に

資する措置を講ずるよう努めるものとする。

(第三十二条関係)

二 報告の徴収

主務大臣は、事業再編計画の認定を受けた事業者又は事業参入計画の認定を受けた事業者に対し、認定を受けた事業再編計画又は認定を受けた事業参入計画の実施状況について報告を求めることができるものとする。

(第三十四条関係)

三 この法律における主務大臣は、次に掲げる事項の区分に応じ、定める大臣とする。ただし、第三の四及び第七の一に規定する主務大臣は、農林水産大臣及び農業生産関連事業を所管する大臣とする。

(一) 事業再編計画に関する事項 農林水産大臣及び当該事業再編計画に係る農業生産関連事業を所管する大臣

(二) 事業参入計画に関する事項 農林水産大臣及び当該事業参入計画に係る農業生産関連事業を所管する大臣

(第三十五条関係)

第十 附則

一 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するもの

とすること。

(附則第一条関係)

二 経過措置

第六の一の最初の調査は、この法律の施行の日からおおむね一年以内に行うものとし、第六の二の最初の検討は、この法律の施行の日からおおむね二年以内に行うものとする。 (附則第二条関係)

三 その他この法律の施行に関し、関係法律の規定の整備を行うものとする。

(附則第四条及び第五条関係)